

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示

次のとおり参加表明書・技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外です。

平成28年1月27日

契約担当
国立大学法人京都工芸繊維大学長
古山正雄

1 業務概要

- （1）業務名 京都工芸繊維大学（松ヶ崎）デザインファクトリー新営（建築・設備）設計業務
- （2）業務内容 建物新営に係る実施設計 S2 1,330㎡
- （3）履行期限 平成28年9月30日（金）まで、但し、工事発注に必要な設計図書（設計図及び工事費内訳書）の完成期限は、平成28年8月31日（水）とする。
- （4）本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格及び評価基準

- （1）参加表明書・技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。
 - ① 文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務に係る業種区分において建築及び設備の有資格業者として登録されている者であること。
 - ② 経営状況が健全であること。
 - ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ④ 参加表明書・技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑥ 近畿地区に建築士法に基づく許可を有する本店、支店または営業所が所在すること。
 - ⑦ 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任技術者を当該業務にそれぞれ配置できること。
 - （i）管理技術者は、一級建築士の資格を有するものであること。
 - （ii）主任技術者は、意匠担当・構造担当・電気担当・機械担当・積算担当をそれぞれ配置すること。
 - ⑧ 平成12年度以降に、元請として完成・引渡し完了した主要、同種及び類似業務の実績を有すること。

※ 主要業務とは、同種業務として挙げたもののうち、代表的な設計業務をいう。同種業務とは、鉄骨造、延べ面積1,000㎡以上の学校等公共施設の新営又は増築工事に係る実施設計業務をいう。また、類似業務とは、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び1,000㎡未満の鉄骨造の学校等公共施設及び民間の事務所又は研究施設の、新営又は増築工事に係る実施設計業務をいう。

 - ⑨ 配置予定技術者（管理技術者、担当主任技術者（意匠、構造、電気、機械、積算）各1名）については、同種又は類似業務の実績を有すること。詳細は説明書を参照すること。

（2）技術提案書を特定するための評価基準

- ① 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは15分の4】
資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは15分の2】
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ③ 業務の実施方針【審査のウェイトは15分の6】
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、
- ④ 課題についての提案【審査のウェイトは15分の3】
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
課題：①コストの低減を目指した設計について
②環境及び省エネルギーに配慮した設計について
③近隣住民に配慮した設計について

3 手続等

- （1）担当部局
〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
国立大学法人京都工芸繊維大学施設マネジメント課施設企画係
電話 075-724-7083
- （2）説明書の交付期間及び場所
平成28年1月27日から平成28年2月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を
除く午前9時00分から午後5時00分まで。
ただし、平成28年2月15日は10時00分まで。交付場所は（1）に同じ
- （3）参加表明書・技術提案書の提出期限、場所及び方法
平成28年2月15日 13時00分 （1）に同じ。持参又は郵送すること。

4 その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 納付
ただし、契約担当が確実と認める金融機関等、若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- （3）虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- （4）手続における交渉の有無 無
- （5）契約書作成の要否 要
- （6）当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- （7）関連情報を入手するための照会窓口 記3（1）に同じ。
- （8）詳細は説明書による。